別記様式第5号(第12条関係)

審　　査　　説　　明　　書

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| （元配属又は所属・元職名） | |  |  | | （氏　名） |  |
|  | |  |  | |  |  |
| （根拠規則） | |  |  | | （懲戒に相当する量定の種類及び程度） |  |
|  | |  |  | |  |  |
|  | （審査の理由） | | | | |  |
|  |  | | | | |  |
|  | 広島大学懲戒審査会は，上記について広島大学職員懲戒規則第12条において準用する第4条第1項の規定に基づき懲戒に相当する量定を認定したので，第12条において準用する第4条第3項の規定により，この審査説明書を交付します。  　　　　　　　　　　　　　　　　広島大学懲戒審査会 | | | | |  |
|  | （決定日付）　　　　　年　　月　　日 | | | （交付日付）　　　　　年　　月　　日 | |  |
|  | （教　示） | | | | |  |
|  | 広島大学職員懲戒規則第12条において準用する第4条第4項の規定により，この審査説明書を交付した日の翌日から起算して5日(休日(土曜日，日曜日，国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日又は12月29日から翌年の1月3日までの日)を除く。)以内に，広島大学懲戒審査会に対し請求した場合は，口頭又は書面で陳述する機会が与えられます。 | | | | |  |